

## 【九州市長会提出議案】

### 第1号議案

#### 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長について

(佐伯市)

現在、日本は人口減少・少子高齢化や気候変動、エネルギー価格・物価の高騰等、国内外の社会経済情勢の大きな変化に直面している。これに対処するためには、全国的な視点と地域特性に沿った施策が求められている。このような状況下で、地方創生を通じて多極分散型社会の実現を進めることが不可欠である。当市においても、約903平方キロメートルを誇る広大なまちを生かし、市民が安心して暮らせるまちづくりが求められている。

こうした中で、平成28年度に創設された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、企業が地方公共団体への寄附を通じて地方創生に貢献し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与している。令和6年度においては、寄附金額が631.4億円、活用地方公共団体数が1,590団体に達する等、制度の活用が進んでおり、官民連携の効果的な取組も数多く生まれている。

こうしたことから、企業版ふるさと納税は、自治体による自主的かつ自立的な取組により地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等を推進する制度であり、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金・人の流れを高める必要があることから、令和9年度までとなっている税額控除の特例措置期間を延長することを要望する。

## 第2号議案

### 地方公共団体情報システム標準化後の 運用経費の増大に対する財政支援の拡充について

( 宇佐市 )

地方公共団体のシステムにおける標準化・ガバメントクラウド移行は国の政策として進められている。

システム標準化移行に係る初期費用に必要な経費の支援として「デジタル基盤改革支援補助金」が設けられているが、移行後の運用経費(ガバメントクラウド利用料・通信回線費・ソフトウェア利用料など)は本市の場合、現行の約2.2倍と推計されており自治体の負担が大きい。

各自治体は運用経費の削減のため、事業者の見積内容の精査、先行自治体との比較、クラウド技術等に精通した人材の育成などを行っているものの、十分な効果が見込めず、将来にわたり自治体の財政運営に大きな影響を及ぼし、結果として住民サービスに支障をきたす恐れがある。

については、令和8年度の標準準拠システムの運用に要した経費のうち、人件費や物価の増加等を勘案して算出した額及び移行前の運用に要した経費を差し引いた額については、半分を国庫補助、残りの市町村負担分を地方交付税で措置されることになったが、令和9年度以降についても当面の間は財政支援を継続するとともに、残りの市町村負担分についても地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすることを要望する。

## 第3号議案

### 国勢調査の制度設計及び運用方法の抜本的な見直しについて

( 豊後大野市 )

国勢調査は、統計法に基づき5年ごとに実施される、国の政策立案や行政運営の基礎となる最重要統計である。一方、近年、都市部では単身・共働き世帯の増加や働き方の多様化による昼間の不在世帯の増加、調査に協力しない世帯の増加により、調査票回収率の低下が課題となっている。加えて、オートロック付き集合住宅や外国人居住者の増加などにより、正確な居住実態の把握が困難な状況も生じている。

本市では、これまで市民の理解と協力により、調査は概ね円滑に実施されてきたが、コロナ禍後初となった今回の調査では、不在世帯の増加や地域の間人関係の希薄化により、従来の調査手法での限界が調査員から多く指摘されている。また、個人情報保護意識の高まりから、家族構成や就業状況等の質問に対する抵抗感や、性別記入に対する社会的価値観との乖離を指摘する声もあった。さらに、近年増加する「詐欺」を疑う、疑われるなど、戸別訪問による調査の難しさが浮き彫りとなっている。

については、国勢調査の制度設計及び運用方法について、昨今の社会情勢の変化を踏まえた調査の円滑かつ確実な実施に向け、住民基本台帳やマイナンバーを活用するとともに、民間事業者が提供する人流データ等の活用も含めた抜本的な見直しを要望する。

## 第4号議案

### 追加費用が発生する危険空家等の除却に対する 補助制度の拡充について

( 津久見市 )

本市では、人口減少や高齢化の進行に伴い空き家が増加しており、特に離島地域においてその傾向が顕著となっている。

離島内には解体事業者が存在せず、市内本土部においても対応可能な事業者が限られていることに加え、資機材・重機・廃材等を海上輸送する必要があるため、市内本土部と比較して多額の費用が恒常的に発生している。

このため、所有者等に除却の意思があっても、海上輸送費を含めた解体費用の負担が大きく、経済的理由から解体に至らない空家等が多くなっている。また、同様の状況は通常とは異なる工法により除却が必要な崖地や狭小敷地、無接道敷地等に多くの空家等が立地する地域でも発生しており、その結果、危険な空家等の長期放置による安全性や生活環境への悪影響が生じている。

こうした状況を踏まえ、離島をはじめ、追加費用が発生する地域における安全・安心の確保及び空家対策の一層の推進を図る必要がある。

については、空き家の除却に対する補助事業について、離島や崖地、狭小敷地、無接道敷地等に立地する空き家の除却においては、海上輸送費や特殊工法などの追加費用が発生するため、所有者等が通常想定される除却費と同等の費用負担で除却できるよう、国の負担割合の引き上げを含めた制度の拡充を要望する。

併せて、その追加費用が補助対象と認められるかどうかの判断基準が難しいことから、その対象範囲を明確化することを要望する。

## 第5号議案

### 民間活力による産業用地整備促進のための 特別控除税制の創設について

( 中津市、日田市、豊後大野市 )

地域経済の持続的な成長と活性化に不可欠な新たな産業の創出と既存産業の競争力強化を図るため、企業が円滑に事業を展開できる質の高い産業用地の確保が喫緊の課題となっているが、公共による産業用地整備には多大な時間と費用を要し、多様化する企業のニーズに迅速に対応することが困難な現状がある。

そこで、民間企業が有するノウハウや資金、スピード感を最大限に活用した産業用地整備を強力に推進するとともに、その促進策として、民間企業が自ら産業用地を取得・整備する際の税制上の優遇措置が必要と考えている。

しかし、現行制度では、産業用地整備において、自治体が土地を取得する場合は地権者に対して所得控除が適用されるため、土地の売却益が所得控除額未満であれば非課税になる一方、自治体と連携した公益性の高い事業であっても民間事業者が土地を取得する場合は新たに創設された「産業用地整備促進税制」により地権者に対する税率の軽減措置が適用されるため、土地の売却益が少額の場合でも非課税になることはなく、地価が低い地域においては、今後も用地造成事業の遅延や頓挫に至る事例が発生することが懸念される。

については、自治体が民間事業者と連携して産業用地を整備する事業において、地権者との合意形成の円滑化や迅速な産業用地整備を行うため、租税特別措置法第34条の2(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得税の特別控除)と同様の「長期譲渡所得に係る特別控除制度」を創設するよう要望する。

## 第6号議案

### 「消防防災施設整備費補助金」の拡充について

( 杵築市 )

消火活動の水利として、耐震性貯水槽は有効な設備であり、水利が不足している地域においては、計画的に整備する必要がある。

耐水性貯水槽の整備については、「消防防災施設整備費補助金」を活用し、事業を実施しているが、近年の資材費等の高騰から、工事費が補助要綱の基準額を大きく上回るため、基準額の1/2の補助金を受けても、市の支出額は全体事業費の1/2をはるかに超えている。

また、交付申請額の下限が定められていることから、補助事業を活用するためには、複数基もしくは大規模な耐水性貯水槽の設置を行わなくてはならず、計画的な整備が難しくなっている。

については、補助基準額を実態に即した額となるよう見直すとともに、交付申請下限額の撤廃を要望する。

## 第7号議案

### 障害福祉サービスに係る手続等のオンライン化の促進について

( 別府市 )

行政手続に係る電子申請化は、「行かなくてよい市役所」の推進はもとより、市民、特に障がい者又は障がい児保護者に対して、いつ・どこでも申請ができることから、利便性の高い行政サービスの提供となる。

当市においては、現在までに、マイナポータルを利用した電子申請(ぴったりサービス、LoGoフォーム)や個別の電子申請手法を取り入れて申請自体の電子化を推進しているが、「医師の診断書・意見書」の提出は電子申請の対象外であり、申請者が窓口を持参する必要がある。

診断書等が必要な申請は、身体障害者手帳(身体障害者福祉法)、精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)、療育手帳(療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)など多岐にわたり、令和6年度の当市の実績として、申請件数は年間約3,200件を超えている。

そのような中、医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、令和4年12月に閣議決定された「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、オンライン化に向けての検討が行われた結果、令和8年度に「自立支援医療等の申請手続等のオンライン化調査研究事業」の実施が予定されている。

については、都道府県、医療機関及び市町村が連携して実施している障害福祉サービスの手続等について、オンラインで完結できる仕組みを早期に構築できるよう、オンライン化についての法的な義務付けを行うとともに、オンライン化の機能拡充等に要する経費について十分な財政支援を要望する。

## 第8号議案

### 訪日外国人旅行者の利便性向上につながる 地域公共交通におけるキャッシュレス決済の普及促進について

( 日田市 )

2018年4月に公表された国のキャッシュレスビジョンによれば、将来的には世界最高水準のキャッシュレス決済比率80%を目指し、必要な環境整備を進めていくこととされており、2019年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」では、2025年6月までにキャッシュレス決済比率を4割程度とすることを目指すとされている。直近では、2025年3月に公表された2024年のキャッシュレス決済比率は、42.8%と政府目標を達成し順調にキャッシュレス決済比率は上昇してきているところである。

このような中、都市部においては、交通系ICカードやクレジットカードのタッチ決済等のキャッシュレス決済の普及に伴い、現金を持たずに公共交通を利用する方が増加しているが、キャッシュレス決済に対応する機器の導入は交通事業者の判断によるところが大きく、地方では普及が進んでいない状況である。

大分県内においても、主要な交通結節点である鉄道駅等において、依然としてキャッシュレス決済が導入できていない箇所が多く存在する状況であり、福岡都市圏等から移動してきた訪日外国人旅行者が改札で留まってしまうなど、ストレスフリーで快適に旅行できる環境とは言い難い状況となっている。

キャッシュレス決済の普及は、地域における生活利用での利便性の向上に加え、観光客、とりわけ、キャッシュレス決済が主流となっている海外からの訪日客の利便性が高まり、多様な魅力を持つ地方の来訪者を増やし、観光消費額の増加にも貢献するものである。

については、地域住民のみならず、訪日外国人も含めた地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系ICカードやクレジットカードのタッチ決済端末の導入について、交通事業者へ働きかけるとともに、「交通サービスインバウンド対応支援事業」における補助率を引き上げるなど、地域公共交通におけるキャッシュレス決済の普及促進に向けた積極的な財政支援策を講じるよう要望する。

《九州市長会における議案分類》 地域公共交通の維持・充実について